

(証券コード 1897)

平成22年3月10日

株 主 各 位

京都府宮津市字須津471番地の1  
**金 下 建 設 株 式 会 社**  
取締役社長 金 下 昌 司

### 第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいませ、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成22年3月25日（木曜日）午後1時
2. 場 所 京都府宮津市字須津471番地の1 当社講堂
3. 目的事項

#### 報 告 事 項

1. 第59期（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第59期（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）計算書類報告の件

#### 決 議 事 項

##### 第1号議案

剰余金の処分の件

##### 第2号議案

補欠監査役1名選任の件

（各議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」37頁から38頁までに記載のとおりであります。）

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kaneshita.co.jp/>）において、修正事項を掲載させていただきます。

## 事業報告

(平成21年1月1日から  
平成21年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気の一部に持ち直しの兆しがあるものの、その回復に力強さは見られず、企業収益の低迷から、設備投資は抑制傾向にあり、雇用・所得環境の冷え込み等により、個人消費も低調に推移する等引き続き厳しい状況でありました。

建設業界におきましては、公共工事の発注は若干の回復傾向が見られたものの、依然として低水準であることに変わりはなく、今後の動向にも不安要素を抱えた状況でありました。また、景気の影響もあり、民間設備投資や住宅建設も、低調に推移しており、引き続き厳しい状況が続きました。

このような状況のもとで、当社グループは積極的な営業活動を展開するとともに、施工管理体制の改善・強化や、徹底した原価管理に努め、利益確保に向け努力してまいりました。

当連結会計年度の当社グループの売上高は、建設事業で102億3千5百万円、その他の事業で4億2千3百万円、合計では106億5千8百万円となり、前連結会計年度に比べ29.9%の減少となりました。利益面につきましては、営業利益は2億3千8百万円（前連結会計年度営業損失3億5千万円）、経常利益は4億3千2百万円（前連結会計年度経常損失2億6千4百万円）、当期純利益は2億6千4百万円（前連結会計年度当期純損失10億2千万円）となりました。

事業部門別の業績は次のとおりであります。

(建設事業)

受注工事高につきましては、厳しい受注環境が継続するなか、官公庁工事は減少しましたが、大型民間工事の受注により民間工事が増加し、132億3千1百万円（前連結会計年度比10.5%増）となりました。構成比は、土木工事42.5%、建築工事57.5%、発注者別では、官公庁工事41.8%、民間工事58.2%であります。

主な受注工事は次のとおりであります。

「ポップタウン住道オペラパーク A-2棟（東館）建設工事」  
（大川創業㈱）

「財団法人 丹後中央病院 病床増築工事（第三期）」（財丹後中央病院）

「スーパードーム新築工事」（㈱晃商）

「（仮称）守山市温浴施設新築工事」（㈲イーカム）

「桂川右岸流域下水道幹線管渠工事（雨水北幹線洛西・寺戸-4 接続施設）」（京都府）

完成工事高につきましては、繰越工事の減少に加え、官公庁工事の受注が不振であったことにより、102億3千5百万円と前連結会計年度に比べ31.2%の減少となりました。内訳は土木工事57億6千9百万円（前連結会計年度比8.2%減）、建築工事44億6千6百万円（前連結会計年度比48.1%減）となりました。構成比は、土木工事56.4%、建築工事43.6%、発注者別では、官公庁工事55.9%、民間工事44.1%であります。

主な完成工事は次のとおりであります。

「一般国道178号（余部道路）道路改築事業 船越トンネル（余部工区）建設工事」（兵庫県）

「（仮称）守山市温浴施設新築工事」（㈲イーカム）

「（仮称）ビジネスホテル大和郡山新築工事」（㈱スーパーホテル）

「（仮称）浪速区大国2丁目マンション新築工事」（東栄建物販売㈱）

「（仮称）東住吉山坂プロジェクト工事」（㈱オーエヌエス）

完成工事総利益につきましては、完成工事高は減少しましたが、完成工事原価の削減に努めた結果、9億5千3百万円と前連結会計年度に比べ110.1%の増加となりました。

(その他の事業)

主にアスファルト合材の販売で、売上高は4億2千3百万円と前連結会計年度に比べ35.9%の増加となりました。売上総利益につきましては、売上高が増加したこと等により、1億9百万円と前連結会計年度に比べ68.1%の増加となりました。

事業部門別の受注工事高、売上高の状況は次のとおりであります。

受注工事高・売上高

(単位：百万円)

区 分		受 注 工 事 高			売 上 高		
		前連結会計年度	当連結会計年度	増減(△)率	前連結会計年度	当連結会計年度	増減(△)率
建設事業	土木工事	5,767	5,626	△ 2.4%	6,284	5,769	△ 8.2%
	建築工事	6,210	7,605	22.5	8,601	4,466	△48.1
	計	11,977	13,231	10.5	14,885	10,235	△31.2
その他の事業		—	—	—	311	423	35.9
合 計		11,977	13,231	10.5	15,197	10,658	△29.9

## ②設備投資の状況等

特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第56期 (平成18年度)	第57期 (平成19年度)	第58期 (平成20年度)	第59期 (平成21年度)
受 注 工 事 高	16,865	17,408	11,977	13,231
売 上 高	18,218	16,188	15,197	10,658
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△)	126	52	△ 1,020	264
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	6円70銭	2円77銭	△54円93銭	15円01銭
総 資 産	29,446	30,017	26,482	28,283
純 資 産	23,539	23,003	20,959	20,660
1株当たり純資産額	1,239円57銭	1,211円65銭	1,172円04銭	1,180円70銭

## (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
司建設株式会社	40百万円	24.0%	建設事業
株式会社和田組	90百万円	0.0%	建設事業
株式会社KALS	10百万円	100.0%	コンサルティング事業

(注) 司建設株式会社、株式会社和田組につきましては出資比率は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

## (4) 対処すべき課題

建設業界は、景気の先行きに不透明感があるなかで、民間設備投資は引き続き抑制傾向に推移し、公共投資については減少することが予想され、厳しい状況が続くものと思われまます。このような厳しい環境を勝ち抜いていくため、当社グループでは、従来の方法にとらわれることなく、常に改善の意識を持ち、全社一丸となつて、受注拡大、利益確保に向けた努力をしております。

土木工事におきましては、経営資源を有効に活用できる「舗装工事」やこれまでに蓄積してきたノウハウを活用した提案力により多種

多様な工事の受注獲得に向けた営業を展開するとともに、培ってきた技術を、工事の施工を通じて次世代に継承する取り組みを行ってまいります。また、工程管理能力を強化し、ムリ・ムダ・ムラの無い効率的な施工を行い、顧客のニーズに応えるとともに、利益確保に努めてまいります。

建築工事におきましては、顧客獲得に向け、設計・提案力を継続的に強化するとともに、持続可能な社会づくりに貢献できるよう「ロハス事業」を進めてまいります。また、安心して安全な生活空間を提供することが、当社グループの重要な役割のひとつであるということを常に念頭に置き、快適な街づくり・住まいづくりを提案する「住宅事業」、顧客とのつながり・信頼を築いていく「メンテナンス事業」に取り組んでまいります。

さらに、採算性を考慮した適切な受注判断、予算管理の徹底及び業務の効率化等により、収益力の向上に努めてまいります。

今後も、環境への配慮と、安全・品質の確保を追求し、顧客の満足と信頼をモットーに事業を展開していくとともに、地域社会をはじめ全てのステークホルダーから信頼され、必要とされる企業であり続けるために、コンプライアンスの徹底と企業の社会的責任を果たすための取り組みを推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成21年12月31日現在)

事業部門別	事業内容
建設事業	土木、建築工事の施工に関する事業
その他の事業	アスファルト合材の製造、販売事業並びにパラセメント・砂の販売事業、LOHAS (ロハス) 関連の事業化総合コンサルティング事業

(6) 主要な営業所 (平成21年12月31日現在)

金下建設株式会社	本社	京都府宮津市
	支店	京都(京都市)、大阪(大阪市)、兵庫(豊岡市)
司建設株式会社	本社	京都府宮津市
株式会社和田組	本社	京都府宮津市
株式会社KALS	本社	京都府宮津市

(7) 使用人の状況 (平成21年12月31日現在)

使用人数 (前連結会計年度末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
223名 (4名減)	45.2才	17.5年

(注) 使用人数は就業員数であります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成21年12月31日現在)

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ①発行可能株式総数    | 40,000,000株 |
| ②発行済株式の総数    | 19,033,300株 |
| ③株主数         | 2,378名      |
| ④大株主 (上位10名) |             |

株主名	所有株式数	持株比率
	千株	%
上原成商事株式会社	993	5.76
ビービーエイチ フォー フィデリティー ロープライス ストック ファンド	925	5.36
株式会社みずほ銀行	868	5.04
株式会社京都銀行	868	5.04
株式会社りそな銀行	865	5.01
金下欣司	645	3.74
金下昌司	616	3.57
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	581	3.37
株式会社三菱東京UFJ銀行	567	3.29
金下建設従業員持株会	525	3.04

(注) 持株比率は自己株式 (1,782,078株) を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

### ①取締役及び監査役の状況（平成21年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	金 下 欣 司	
代表取締役社長	金 下 昌 司	
専 務 取 締 役	橋 本 堅 吾	京都支店長兼建築担当 株式会社KALS代表取締役
常 務 取 締 役	岡 田 康 弘	経営企画統括担当兼土木統括担当
取 締 役	平 岡 雅 紀	営業本部長
取 締 役	田 中 彰 寿	弁護士法人田中彰寿法律事務所代表社員
常 勤 監 査 役	三 田 昭 彦	
監 査 役	矢 野 速 已	ヤノ株式会社取締役
監 査 役	松 宮 繁 雄	松宮税務会計事務所所長

- (注) 1. 取締役の田中彰寿氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の矢野速已氏及び松宮繁雄氏は、社外監査役であります。
3. 監査役の三田昭彦氏及び松宮繁雄氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役三田昭彦氏は、長年当社の経理業務に従事しておりました。
  - ・監査役松宮繁雄氏は、税理士の資格を有しております。

## ②取締役及び監査役の報酬等

### 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	128,480千円 (3,120千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	11,372千円 (1,860千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (3名)	139,852千円 (4,980千円)

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第56回定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第56回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額13,540千円(取締役6名に対し12,680千円(うち社外取締役1名に対し120千円)、監査役3名に対し860千円(うち社外監査役2名に対し60千円))。

## ③社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役田中彰寿氏は、弁護士法人田中彰寿法律事務所の代表社員であります。当社は、弁護士法人田中彰寿法律事務所と顧問弁護士契約を締結しております。
- ・監査役矢野速巳氏は、ヤノ株式会社の取締役であります。なお、当社は、ヤノ株式会社との間に特別な関係はありません。
- ・監査役松宮繁雄氏は、松宮税務会計事務所の所長であります。なお、当社は、松宮税務会計事務所との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 田中彰寿	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行っております。
監査役 矢野速巳	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会7回の全てに出席し、議案・審議等につき適宜発言を行っております。
監査役 松宮繁雄	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会7回の全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ①会計監査人の名称

監査法人グラヴィタス

##### ②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

19百万円

ロ. 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

19百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### 1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が存立していくためにはコンプライアンスの徹底は必然のことと認識し、全ての取締役・使用人は、社会の構成員として求められる高い倫理観に基づき誠実に行動し、社会や地域から信頼される企業市民として経営体制の確立に努めております。

- ・当社は、社訓（健康・親切・恩義）をモットーに、品質・環境、安全衛生及び個人情報保護方針を制定し、社長がその精神を、当社及びグループ会社の全ての取締役・使用人に対して、継続的に伝達することにより、法令及び企業倫理の遵守を徹底します。
- ・定期的を実施する内部監査を通じて、業務における遵法状況を監査し、社長へ報告します。
- ・コンプライアンス規程を制定し、役職員が法令、定款、社内規則及び企業倫理を遵守した行動を取るための行動規範としています。
- ・当社は、反社会的勢力・団体による不当な要求に対しては毅然とした対応をとることを基本理念としており、基本理念の明文化、外部専門機関との連携及び研修の実施により、反社会的勢力・団体との関係を遮断する体制を整備しています。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書等の情報を、法令、社内諸規程に基づき、適切に保存及び管理します。
- ・当社は情報セキュリティシステムを導入し、社会の要求事項に準拠した情報の管理を行っており、取締役及び監査役が必要な情報を常時、取得できる体制を構築しています。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、コンプライアンス、安全、環境、品質、財務及び情報セキュリティ等に係るリスクについて、社内諸規程の制定及び、それぞれの担当部門による教育を実施するとともに、事前に適切な対応策を準備する予防処置により、リスクを最小限にすべく組織的な対応を行います。
- ・定期的に内部監査を実施し、監査結果等から、リスクの洗出しとリスクの対応策の見直しを行い、継続的改善に取り組みます。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を設定し、効率的にその目標を達成するため、各部門の具体的な目標を定めています。
- ・定例の取締役会を原則月1回開催し、取締役会による業績（目標達成度）のレビューを行い、継続的改善に取り組みます。
- ・ITを活用して全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ会社の所轄業務について、その自主性を尊重しつつ、人材面、資金面、情報面（IT）における統制環境を整備して統括管理しており、当社及びグループ会社全体として、基本方針の理念に準拠した業務の適正を確保するための体制を整備します。
- ・当社の社訓及びコンプライアンス規程を、グループ会社にも適用し、グループ全体でコンプライアンスを徹底します。
- ・定例のグループ会社代表者参加型の会議を原則月1回開催するとともに、イントラネットの整備により、当社及びグループ会社間

での、情報の共有化を図っています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ・当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、監査役が求めた場合は、取締役会が速やかに協議し、必要と判断した場合に、使用人を配置します。
  - ・監査役の職務を補助すべき使用人を配置したならば、その補助使用人の人事異動等の人事権に関する事項につき監査役に事前の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保します。
  
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて当社及びグループ会社の業務執行状況を報告する体制とします。
  - ・取締役は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役へ報告する体制とします。
  - ・当社は、監査役が、それぞれの関連部門と緊密な連携を保ち、監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備を図ります。

## 8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連法令に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備するとともに、そのシステムが適切に機能することを継続的に評価し、不備等があれば必要な是正処置を行います。

---

(注) 本事業報告は、次により記載しております。

1. 記載金額は、表示単位未満を四捨五入しております。
2. 株式数は、表示単位未満を切捨てております。
3. 比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(平成21年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>18,858</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>7,150</b>
現金預金	9,401	支払手形・工事未払金等	2,881
受取手形・完成工事未収入金等	1,935	未払法人税等	16
有価証券	796	未成工事受入金	3,843
未成工事支出金等	6,282	完成工事補償引当金	13
繰延税金資産	8	その他	396
その他	455	<b>固 定 負 債</b>	<b>472</b>
貸倒引当金	△ 18	役員退職慰労引当金	358
<b>固 定 資 産</b>	<b>9,424</b>	繰延税金負債	96
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,256</b>	負ののれん	7
建物・構築物	553	その他	11
機械装置・運搬具	107		
土地	1,571	<b>負 債 合 計</b>	<b>7,622</b>
その他	25		
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>57</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	43	<b>株 主 資 本</b>	<b>20,057</b>
電話加入権	13	資 本 金	1,000
その他	1	資 本 剰 余 金	2,121
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,111</b>	利 益 剰 余 金	17,531
投資有価証券	6,342	自 己 株 式	△ 594
長期貸付金	63	評価・換算差額等	311
その他	1,068	その他有価証券評価差額金	311
貸倒引当金	△ 361	少 数 株 主 持 分	292
<b>資 産 合 計</b>	<b>28,283</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>20,660</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>28,283</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結損益計算書

(平成21年1月1日から  
平成21年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	10,658
売 上 原 価	9,596
売 上 総 利 益	1,062
販売費及び一般管理費	824
営 業 利 益	238
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 配 当 金	151
為 替 差 益	28
雑 収 入	84
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1
雑 支 出	68
経 常 利 益	432
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	3
投 資 有 価 証 券 売 却 益	11
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	14
そ の 他	3
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	18
減 損 損 失	26
そ の 他	0
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	419
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9
法 人 税 等 調 整 額	118
少 数 株 主 利 益 (控 除)	28
当 期 純 利 益	264

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成21年1月1日から  
平成21年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年12月31日残高	1,000	2,121	17,567	△ 463	20,225
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 300		△ 300
当期純利益			264		264
自己株式の取得				△ 131	△ 131
自己株式の処分		△ 0		0	0
資本剰余金から利益剰余金への振替		0	△ 0		-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△ 37	△ 131	△ 167
平成21年12月31日残高	1,000	2,121	17,531	△ 594	20,057

	評価・換算差額等	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成20年12月31日残高	470	264	20,959
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 300
当期純利益			264
自己株式の取得			△ 131
自己株式の処分			0
資本剰余金から利益剰余金への振替			-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 159	28	△ 131
連結会計年度中の変動額合計	△ 159	28	△ 298
平成21年12月31日残高	311	292	20,660

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ①連結子会社の状況

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	司建設(株)、(株)和田組、(株)K A L S

##### ②非連結子会社の状況

非連結子会社の名称	橋立生コンクリート工業(株)、(株)ソーゴージケン、 P F I 舞鶴常団地(株)
-----------	--

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社3社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法適用会社はありません。

##### ②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社の名称	橋立生コンクリート工業(株)、(株)ソーゴージケン、 P F I 舞鶴常団地(株)
----------------------	--

持分法を適用していない関連会社の名称	(株)金下工務店、サンキ工業(株)
--------------------	-------------------

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と同一であります。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

###### (イ) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(ロ) たな卸資産

未成工事支出金 個別法による原価法によっております。

材 料 貯 蔵 品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

販 売 用 不 動 産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ16百万円減少しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）

平成10年3月31日以前に取得したもの

法人税法の定めと同一の基準による旧定率法によっております。

平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

法人税法の定めと同一の基準による旧定額法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

法人税法の定めと同一の基準による定額法によっております。

建物以外（建物附属設備を含む）

平成19年3月31日以前に取得したもの

法人税法の定めと同一の基準による旧定率法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

法人税法の定めと同一の基準による定率法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械装置 5～10年

(追加情報)

減価償却資産の耐用年数等に関する平成20年度法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。

これによる、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

- (ハ) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
- ③重要な引当金の計上基準
  - (イ) 貸倒引当金  
売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (ロ) 完成工事補償引当金  
完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の補償実績を基礎に将来の見積補償額を計上しております。
  - (ハ) 工事損失引当金  
当連結会計年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
  - (ニ) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当連結会計年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用として、投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。
  - (ホ) 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④その他連結計算書類の作成のための重要な事項
  - (イ) 完成工事高の計上基準  
完成工事高の計上は、工事完成基準によっております。
  - (ロ) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。
- (6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項  
のれん及び負ののれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。
- (7) 会計方針の変更  
(リース取引に関する会計基準)  
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制

度委員会)、平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(8) 連結貸借対照表の表示方法の変更

前連結会計年度において、無形固定資産のその他に含めて表示しておりましたソフトウェア(前連結会計年度4百万円)は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産 現金預金 200百万円

上記の資産は、従業員預り金130百万円の担保に供しております。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,976百万円

- (3) 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度の末日は金融機関が休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形 2百万円

## 3. 連結損益計算書に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額(百万円)
遊休資産	土地	京都府南丹市	13
遊休資産	土地	福井県三方上中郡若狭町	13
	合計		26

当社グループの資産グルーピングは、事業用資産においては建設事業及びその他の事業により、賃貸資産及び遊休資産においては個別に減損損失を判定しております。その結果、近年の地価の下落及び収益性が低下している資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は固定資産税評価額に基づいて算出した正味売却価額により測定しております。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	19,033,300	—	—	19,033,300

##### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式 (注) 1、2	1,376,547	406,885	1,354	1,782,078

(注) 1. 自己株式の数の増加は取締役会決議による自己株式の取得による増加及び単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 自己株式の数の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ①配当金支払額等

平成21年3月26日開催の第58回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 300百万円
- ・1株当たり配当額 17円
- ・基準日 平成20年12月31日
- ・効力発生日 平成21年3月27日

###### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成22年3月25日開催予定の第59回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 293百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 17円
- ・基準日 平成21年12月31日
- ・効力発生日 平成22年3月26日

#### 5. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 1,180円70銭
- ② 1株当たり当期純利益 15円01銭

#### 6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(平成21年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>18,399</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,013</b>
現金預金	9,122	支払手形	1,158
受取手形	848	工事未払金	1,685
完成工事未収入金	915	未払金	42
兼業事業未収入金	76	未払費用	129
有価証券	796	未払法人税等	16
未成工事支出金	6,157	未成工事受入金	3,779
材料貯蔵品	39	預り金	61
繰延税金資産	7	完成工事補償引当金	12
未収入金	279	その他	130
その他	176	<b>固定負債</b>	<b>465</b>
貸倒引当金	△ 17	役員退職慰労引当金	358
<b>固定資産</b>	<b>9,423</b>	繰延税金負債	96
<b>有形固定資産</b>	<b>2,202</b>	その他	11
建物	491	<b>負債合計</b>	<b>7,478</b>
構築物	57	<b>純資産の部</b>	
機械装置	85	<b>株主資本</b>	<b>20,033</b>
車両運搬具	12	資本金	1,000
工具器具・備品	6	資本剰余金	2,121
土地	1,532	資本準備金	2,121
建設仮勘定	19	<b>利益剰余金</b>	<b>17,506</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>55</b>	利益準備金	250
ソフトウェア	42	その他利益剰余金	17,256
電話加入権	12	別途積立金	16,200
その他	1	繰越利益剰余金	1,056
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,166</b>	<b>自己株式</b>	<b>△ 594</b>
投資有価証券	6,320	評価・換算差額等	311
関係会社株式	40	その他有価証券評価差額金	311
出資金	45	<b>純資産合計</b>	<b>20,344</b>
長期貸付金	101	<b>負債・純資産合計</b>	<b>27,822</b>
保険積立金	73		
その他	948		
貸倒引当金	△ 360		
<b>資産合計</b>	<b>27,822</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成21年 1月 1 日から  
平成21年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		
完成工事高	9,617	
兼業事業売上高	467	10,083
売 上 原 価		
完成工事原価	8,754	
兼業事業売上原価	348	9,102
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	863	
兼業事業総利益	118	981
販売費及び一般管理費		751
営業利益		230
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	152	
為替差益	28	
雑収入	82	262
営 業 外 費 用		
支払利息	1	
雑支出	68	69
経 常 利 益		424
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	11	
貸倒引当金戻入額	14	
その他	3	27
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	18	
減損	26	
その他	0	44
税 引 前 当 期 純 利 益		407
法人税、住民税及び事業税	9	
法人税等調整額	118	127
当 期 純 利 益		280

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成21年1月1日から  
平成21年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
平成20年12月31日残高	1,000	2,121	—	2,121	250	17,700	△ 423	17,527
事業年度中の変動額								
別途積立金の取崩						△ 1,500	1,500	—
剰余金の配当							△ 300	△ 300
当期純利益							280	280
自己株式の取得								
自己株式の処分			△ 0	△ 0				
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替			0	0			△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△ 1,500	1,479	△ 21
平成21年12月31日残高	1,000	2,121	—	2,121	250	16,200	1,056	17,506

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成20年12月31日残高	△ 463	20,184	470	470	20,654
事業年度中の変動額					
別途積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△ 300			△ 300
当期純利益		280			280
自己株式の取得	△ 131	△ 131			△ 131
自己株式の処分	0	0			0
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替		—			—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△ 159	△ 159	△ 159
事業年度中の変動額合計	△ 131	△ 151	△ 159	△ 159	△ 310
平成21年12月31日残高	△ 594	20,033	311	311	20,344

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

(ロ) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

##### (ハ) その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② たな卸資産

未成工事支出金 個別法による原価法によっております。

材料貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### (会計方針の変更)

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ16百万円減少しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）

平成10年3月31日以前に取得したもの

法人税法の定めと同一の基準による旧定率法によっております。

平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

法人税法の定めと同一の基準による旧定額法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

法人税法の定めと同一の基準による定額法によっております。

建物以外（建物附属設備を含む）

平成19年3月31日以前に取得したもの

法人税法の定めと同一の基準による旧定率法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

法人税法の定めと同一の基準による定率法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械装置 5～10年

(追加情報)

減価償却資産の耐用年数等に関する平成20年度法人税法の改正に伴い、当事業年度より改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。

これによる、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の補償実績を基礎に将来の見積補償額を計上しております。

(ハ) 工事損失引当金 当事業年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(ニ) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用として、投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております。また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(ホ) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 完成工事高の計上基準

完成工事高の計上は、工事完成基準によっております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

(7) 貸借対照表の表示方法の変更

前事業年度において、無形固定資産のその他に含めて表示しておりましたソフトウェア(前事業年度4百万円)は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
- |      |        |
|------|--------|
| 現金預金 | 200百万円 |
|------|--------|

上記の資産は、従業員預り金130百万円の担保に供しております。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額
- |  |          |
|--|----------|
|  | 2,916百万円 |
|--|----------|

- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	46百万円
長期金銭債権	89百万円
短期金銭債務	70百万円

- (4) 事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日は金融機関が休日であったため、次の事業年度末日満期手形が事業年度末残高に含まれております。

受取手形	2百万円
------	------

## 3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高

① 売上高	223百万円
② 仕入高	493百万円
③ 営業取引以外の取引高	23百万円

## (2) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額(百万円)
遊休資産	土地	京都府南丹市	13
遊休資産	土地	福井県三方上中郡若狭町	13
	合計		26

当社の資産グルーピングは、事業用資産においては建設事業及びその他の事業により、賃貸資産及び遊休資産においては個別に減損損失を判定しております。その結果、近年の地価の下落及び収益性が低下している資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は固定資産税評価額に基づいて算出した正味売却価額により測定しております。

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式 (注) 1、2	1,376,547	406,885	1,354	1,782,078

(注) 1. 自己株式の数の増加は取締役会決議による自己株式の取得による増加及び単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 自己株式の数の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	153百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	150百万円
繰越欠損金	63百万円
減損損失	146百万円
役員退職慰労引当金	146百万円
その他	16百万円
繰延税金資産小計	674百万円
評価性引当額	△492百万円
繰延税金資産合計	182百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△213百万円
前払年金費用	△58百万円
繰延税金負債合計	△271百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△89百万円

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額  
(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具・備品	27	20	7
その他	18	14	4
合計	45	34	11

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	8百万円
1年超	3百万円
合計	11百万円

なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高相当額が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

- (3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	11百万円
減価償却費相当額	11百万円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 1,179円29銭  
② 1株当たり当期純利益 15円93銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成22年2月24日

金下建設株式会社

取締役会 御中

監査法人 グラヴィタス

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 一 弘 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 木田 喜代江 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、金下建設株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、金下建設株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成22年2月24日

金下建設株式会社

取締役会 御中

監査法人 グラヴィタス

指定社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 一 弘 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 木田 喜代江 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、金下建設株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監査報告書

当監査役会は、平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年2月26日

金下建設株式会社 監査役会

常勤監査役 三 田 昭 彦 ㊟

社外監査役 矢 野 速 巳 ㊟

社外監査役 松 宮 繁 雄 ㊟

以 上

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

金 下 建 設 株 式 会 社  
取締役社長 金 下 昌 司

### 2. 議案及び参考事項

#### 第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は、今後の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定した配当の継続を基本といたしております。

当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金17円 総額 293,270,774円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年 3 月26日

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
上原正夫 (昭和22年3月23日生)	平成18年8月 税理士登録 上原正夫税理士事務所設立 所長(現任)	2,000株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上原正夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 上原正夫氏を補欠の社外監査役として選任をお願いする理由は、税理士としての専門知識及び経験等を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
4. 補欠の社外監査役候補者が、監査役に就任する場合に締結する責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- ・会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する。
  - ・損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

以上